

介護老人保健施設あいぜん苑

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設あいぜん苑（以下「当施設」といいます。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」といいます。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活の継続を目指した短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護等」といいます。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(運営の方針)

第2条 当施設では、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画（以下「短期入所療養介護計画等」といいます。）に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の生活機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めることとします。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとします。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 あいぜん苑
- (2) 開設年月日 平成7年6月17日
- (3) 所在地 秋田県秋田市上新城道川字愛染58番地
- (4) 電話番号018-870-2001 FAX 番号018-870-2333
- (5) 管理者名 医師 齋 藤 寛
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0550180087号)

(従業者の職種、員数)

第4条 当施設の従事者の職種、員数の最低基準は、次のとおりとします。また、必置職については法令の定める人員基準より下回らないものとします。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 管理者(医師) | 1人 |
| (2) 薬剤師 | 0.3人 |
| (3) 看護職員 | 10人 |
| (4) 介護職員 | 24人 |
| (5) 支援相談員 | 1人 |
| (6) 作業療法士、理学療法士 | 1人 |
| (7) 管理栄養士 | 1人 |
| (8) 介護支援専門員 | 1人 |
| (9) その他 | 若干名 |

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者(医師)は、介護老人保健施設及び短期入所療養介護等に携わる従業者の総括管理、指導を行います。また、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- (2) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。(配置しない場合は、記載の必要はありません。)
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護計画等に基づく看護を行います。
- (4) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画等に基づく介護を行うほか、レクリエーションの計画・実施、行事の企画・運営などを行います。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの受け入れ調整を行います。
- (6) 作業・理学療法士は、医師や看護師等と協同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施・指導を行います。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画等の立案、利用者又はその家族への説明と同意の手続き、短期入所療養介護サービス等の管理等を行います。
- (9) その他、事務員は国保連合会への給付費の請求、利用者の施設利用料の請求、その他必要な事務作業を行います。

(利用定員)

第6条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とします。

(短期入所療養介護サービス等の内容)

第7条 短期入所療養介護サービス等は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画等に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話(入浴、排せつ、離床、着替え、整容など)、機能訓練・リハビリテーション、相談、援助、レクリエーション、行事、栄養管理、口腔衛生の管理とします。また、施設の体制や支援計画、実績に応じて<別紙2>の加算要件を満たす支援を行うこととします。

(適用期間)

第8条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書兼契約書を締結した日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、及び別紙3の

改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第9条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力します。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをします。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第10条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

- 第11条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合

には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合

- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護等の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第9条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用者負担の額)

第12条 利用者負担の額を以下のとおりとします。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用者負担説明書により支払いを受けます。

(2) 利用料として、居住費・食費、理美容代、私物洗濯代、電気代等その他の費用等利用料を、別紙の料金表に掲載した料金により支払いを受けます。

(3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙の料金表に示します。

2 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護等の対価として、＜別紙2＞の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

3 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を請求書が届いてから10日以内に支払うものとします。

4 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(通常の送迎の実施地域)

第13条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとします。

秋田市（雄和、河辺地区を除きます）、潟上市天王地区

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただくこととします。食費は第12条に利用料として規定されるものがありますが、同時に、施設は第7条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととしています。
- ・面会時間や消灯時間、外出・外泊の制限、生活上の留意点、禁止事項、その他規則等は＜別紙1＞に示します。

（非常災害対策）

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、施設職員を充てます。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼しています。点検の際は、防火管理者が立ち合います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育及び消防訓練を実施しています。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………*随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとっています。
- (7) 前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

（職員の服務規律）

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意することとします。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失いません。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

（職員の質の確保）

第17条 職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備しています。

- (1) 採用時研修（オリエンテーション） 採用後1か月以内

- (2) 内部研修 1年間で10テーマ程度
- 2 全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。
 - (1) 採用時研修(外部研修) 採用後12か月以内
 - (2) 継続研修(内部研修) 年1回

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人愛染会の就業規則によるものとします。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診しています。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しています。

(衛生管理)

- 第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行います。
 - 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

(身体拘束等の適正化)

- 第21条 「身体拘束」は、身体的な拘束だけでなく、言葉による抑制、無視や介護の放任・放棄もその一つであり、利用者の自由を制限し人権を侵害する行為であることから、原則的には身体拘束を行わないこととします。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が会議において判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。
- 2 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとします。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(個人情報の保護及び守秘義務)

- 第22条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2 利用者又は家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。
- 3 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行います。

(緊急時の対応)

- 第23条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

- 第24条 当施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとします。
- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針、事故対応マニュアルを整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を開催し、また職員に対する定期的な研修を行います。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 サービス提供時に事故が発生した場合は速やかに市町村、当該利用者のご家族等に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じます。
- 3 事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じることとします。
- 4 万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償することとします。
- 5 細部については、事故が発生した場合の対応方法も含めて、事故対応マニュアルによることとします。

(感染症及び食中毒への対策)

第25条 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第26条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に十分に周知します。
 - (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第27条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といいます。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第28条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないこととします。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示します。
- 3 短期入所療養介護サービス等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。
- 4 短期入所療養介護サービス等に関連する政省令及び通知並びに本運営規

程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛染会の理事会において定めるものとします。

- 5 施設は、短期入所療養介護サービス等の提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとします。

(賠償責任)

第29条 短期入所療養介護サービス等の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第30条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。